

# 労働基準広報 2017 No.1917

## 3/11

### CONTENTS

**特集** 職業安定法の改正内容のポイント ――― 6  
 ～「雇用保険法等の一部を改正する法律案」より～

## 新たに労働者を募集する一般の企業や 求人メディア等に対する規制盛り込む

1月31日に国会に提出された「雇用保険法等の一部を改正する法律案」には、①職業紹介時等に明示した労働条件を変更する場合等にその内容等の明示を義務付ける、②公共職業安定所等の不受理求人により暴力団員によるもの等を追加する、③職業紹介事業者が就職者数等の公表を義務付ける、④募集情報等提供事業を行う者に必要な措置を講ずる努力義務を課す、⑤求人者等を勧告制度等の対象とする、⑥虚偽の条件を提示した求人の申込みを行った者を罰則の対象とする――等の多岐にわたる職業安定法の改正案が盛り込まれている。  
 (編集部)

●特集/「同一労働同一賃金ガイドライン案」  
 の内容③ (最終回) ――― 13

### 食堂・休憩室などの福利厚生施設は 非正規労働者の利用も認める

(編集部)

●労働判例解説/空調服事件 ――― 16

試用期間に突然会社全体会議で決算書の誤り指摘  
 事前確認などの手順を一切踏まない言動は  
 総務担当者としての資質を欠き解雇は有効  
 (平成28年8月3日 東京高裁判決)

(弁護士・新弘江〔あだん法律事務所〕)

●解釈例規物語⑧ ――― 28

I 第26条関係  
 予告なしに解雇した場合の休業手当  
 II 第20条関係  
 解雇予告と同時に休業させた場合の  
 解雇予告の効力  
 (中川恒彦)

●NEWS ――― 1

(「働き方改革実現会議」で法改正の方向性示す)時間外労働の上限1年720時間を法定/(労働時間適正把握の新ガイドライン)労働時間の定義し使用者の適切な時間管理明確化/(中労委・28年の係属事件処理状況)審査期間1年3か月以内目標の達成率は50.6%/ほか

●労働局ジャーナル ――― 27

技能実習生の労働条件確保・改善のため  
 「技能実習生等受入適正化推進会議」を開催  
 [岐阜労働局]

●知っておくべき職場のルール⑧「労災保険給付④」  
 (編集部) ― 36 ●連載 労働スクランブル⑩(労働評論家・飯田康夫) ― 40 ●労務資料 平成28年上半期雇用動向調査結果 ― 42 ●本誌読者アンケート ― 47 ●わたしの監督雑感 岡山・新見労働基準監督署長 小松原邦正 ― 54 ●労務相談室だより ― 56

**アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)**

### 労務相談室

回答者

労働基準法 [フレックス適用者の時間単位年休の取得] コアタイム等に限定か ― 48 弁護士・加島幸法  
 社会保険 [土日含めて5日間休業も欠勤日数は3日] 傷病手当金の受給は ― 50 特定社労士・丸島和恵  
 安全配慮 [台風で早めの帰宅指示し帰宅途中にケガ] 会社の安全配慮義務は ― 52 弁護士・岡村光男